

平成30年度

山形市立第六小学校 学校いじめ防止基本方針

2018.3.1 改訂

いじめに組織的に対応する学校体制の確立とその手順

1 児童のいじめサインのキャッチ

- ①欠席、早退や遅刻が増える
 - ②学校生活の中で物の隠し事件が出てくる
 - ③疎外感や孤立感を訴えたり、見えたりする（授業中、休み時間、放課後、家庭 等）
 - ④いじめの訴えが寄せられる（本人、他の児童、保護者、地域の人々）
 - ⑤いじめと思われる行動を直接発見する
 - ⑥アンケート調査や聞き取り調査から情報を得る
-

2 情報を得た教職員は時を置かず報告する

- ①「悪ふざけ」「単なるけんか」と自分で判断せず、学年主任、教務主任、教頭、校長へと迅速に報告する
 - ②単独で対応せず、教務主任、教頭の指示に従い組織的に対応する
 - ③報告内容の正確性をきずるために、簡単な記録を取る。
 - 日時、 ○場所、 ○被害者、 ○加害者、 ○内容・状況等
-

3 「いじめ防止・対応委員会」 ①

- ①校内職員：校長 教頭 教務主任、庶務主任、各学年主任、各担任、生徒指導主任、特別支援学級主任、通級教室主任、養護教諭、教育相談員
- ②資料：いじめ記録内容、加害・被害者児童に関わる資料（家庭環境調査票、個別支援計画等）
- ③会議内容
 - 事実確認のための計画と役割分担
 - ・加害児童の面談 ・被害児童の面談 ・周囲の児童の面談 ・保護者への面談
 - 確認事項の内容
 - ・いじめの状況（日時、場所、人数、態様や集団の構造） ・いじめの背景
 - ・加害、被害児童の具体的な言動等 ・教職員で共有していること ・校外（保護者や地域の人々）からの情報 ・加害・被害児童の校内・外生活での課題等
 - 指導体制の確立
 - ・被害児童担当・・・教務主任、担任、養護教諭、教育相談員
 - ・加害児童担当・・・学年主任、庶務主任、担任
 - ・被害児童・加害児童保護者担当・・・教頭、教育相談主任、適応指導教室主任
 - ・周囲の児童担当・・・同学年担任、生徒指導主任、生活指導部員

4 事実確認と具体的対応

①上記の事実確認内容について集約し、事実内容の確認をしっかりと行う。

②事実内容を踏まえた対応

○ 被害児童に対して

- ・子どもを支える立場で接する。（被害児童を守る立場）
- ・具体的な内容を語らない場合は、性急にならず、気持ちに寄り添って話を聞く。
- ・つらさや苦しさに共感し、解決を約束し、最後まで守り通すことを伝える。
- ・親やいじめた児童への関わり方については本人の考えも聞きながら進める。
- ・自信を持って学校生活を送れるよう継続的に見取りながら支援に当たる。
- ・加害児童や周囲への影響を考慮して支援体制を組むようにする。

○ 加害児童に対して

- ・いじめには、けんか両成敗的な指導はしない。いじめの意図を確認する。
- ・いじめとは自覚していない、認めようとしめない場合は、威圧的な指導ではなく、受容的な指導に当たる。事実を確認し、そのことによって起こる相手の心の痛みや傷の大きさを考えさせるようにする。
- ・いじめの行為に及んだ本人の気持ちを理解し、継続的にかかわっていく。
- ・心からのきちんとした謝罪と今後の決意を話させる。
- ・誤った行為があっても大切な人間であることを説諭しながら、新しい気持ちで学校生活を送るように指導し、見守り続けていく。

○ 周囲の児童に対して

- ・事実を確認する段階では、安易に行為の善し悪しの判断はしない。
- ・個々の児童の聞き取りに矛盾がないか慎重かつ多面的に情報を収集し、事実関係を明確にする。
- ・情報提供を受けたとき、周囲の児童の情報源に迷惑がかからないように配慮する。
- ・被害者の辛い思いを考えさせるとともに、いじめの卑劣さを理解させる。
- ・根拠のないことを言いふらしたり、はやし立てたりすることは、いじめと同じであることを理解させる。
- ・いじめを止めたり、教職員に伝えたりすることは、正しい勇気ある行動であることを理解させる。

○ 被害児童・加害児童の保護者に対して

- ・直接面談して、保護者の立場や心情に十分考慮しながら、確かになった状況と今後の対応について説明する。
- ・保護者の考えや課題が何かを確認し、話を終えるよう配慮する。
- ・被害児童の保護者には、確認したいじめの事実を正確に伝える。また再発防止策や指導方針等を具体的に説明し理解を得る。
- ・加害児童の保護者には、確認したいじめ行為等について正確に伝える。また、学校の対応を説明し、保護者の協力が不可欠であることを伝え、謝罪について確認、相談する。

5 「いじめ防止・対応委員会」 ②

- ① 事実確認と具体的対応の結果を確認し、その共有化を図り、全職員に報告する。
 - ② いじめの改善に到らない場合は、これまでの指導・支援方針を再検討する。
 - ③ 「いじめのサインはないか」「交友関係はどうか」「意欲的な生活が送れているか」「保護者との定期的な連絡体制はどうか」など、いじめのその後について検討し、被害児童やその保護者の経過を確認する。
 - ④ いじめの長期化・複雑化を判断し、必要があれば、関係機関との連携を図ったり、学校関係者を含めた対応会議を行う。（本人、周囲、保護者からの聞き取り等）
-

6 学校関係者を含めた「いじめ防止・対応会議」

※必要がある場合に適宜に開くようにする。

7 「いじめ防止・対応委員会」 ③

- ① いじめが解決したかどうか最終確認をする。被害児童やその保護者の現状を再検討する。
 - ② 解決していない場合は、いじめ対応会議①に戻って、対応策を再度検討する。
 - ③ 解決した場合は、いじめ再発防止・予防的取り組みへ移行する。
 - 子どもの実態や様子を役割分担して観察する。
（授業中、休み時間、給食の時間、清掃の時間、登下校、帰宅後の様子、アンケート調査、個人面談、ふり返り週間、日記帳等）
 - 教師間の情報交換を積極的に行う。
（日常的な情報交換、職員会議、職員打合せ、教育相談委員会等）
 - 家庭からの情報収集を積極的に行う。
（家庭訪問、連絡ノート、家庭生活の変調、服装や言葉使いの変化等）
 - 地域からの情報収集を積極的に行う。
（地域の各種団体、学童クラブ、スポーツ少年団、子ども育成会等）
-

8 いじめの解消

いじめの解消は、少なくとも以下の①と②の要件を満たすことが必要である。

① 「いじめに係る行為が止んでいること」

※心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいることが少なくとも3か月以上の期間継続していること。

② 「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。」

※被害児童生徒及びその保護者に面談などにより確認すること。

一連の流れはマニュアルであり、児童の実態に応じて柔軟に対応する。

